

滋賀県立テクノファクトリー指定管理者審査基準

審査基準 (条例第12条第2項)	審査項目	審査内容	配点	確認する書類
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (第1号関係)	公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く県民に入居の機会が与えられているか ・ 入居者の選定にあたっては公平性が確保されているか 	確保されない場合は失格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 (基本方針等)
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること (第2号関係)	施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の設置目的を理解しているか ・ 県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか 	40	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 (基本方針等) (事業等の実施計画) (利用料金に関する考え方) (管理運営体制) (その他) ・ 収支計画書
	入居者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業支援事業は適切か ・ 利用促進策、利用者増への取り組みは適切か(管理運営目標：入居率80%以上) ・ 退居業の県内定着に向けた取り組み ・ 地域、関係機関等との連携が図られているか ・ 施設の広報に対する取り組みは適切か 		
	施設利用上のサービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の満足度および利便性保持のための取組内容は適切か ・ 利用料金の設定は適切か ・ 入居者の意見や苦情等の把握は適切か ・ 募集要項に示した内容への提案は適切か 		
	施設の維持管理の内容、適確性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求めている実施水準が事業計画書で提案されているか ・ 施設管理、安全管理は適切か ・ 外部委託がある場合、それは適切であるか 		
	施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させインキュベーション施設の運営に関して専門的技術を確認できているか。		
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること (第3号関係)	施設の管理運営に係る経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容に対して提案額は妥当なものか ・ 管理経費の縮減が図られているか ・ 応募者間での納付金見積額の比較 	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 (事業等の実施計画) ・ 収支計画書
	収支計画の内容、適確性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・ 収支計画の実現可能性はあるか 		
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (第4号関係)	安定的な運営が可能となる経済的基盤	団体の財務状況は良好か	良好でない場合は失格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 (事業等の実施計画) (利用料金に関する考え方) (管理運営体制) (その他) ・ 収支計画書 ・ 財務諸表 ・ 団体概要書
	安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員体制は十分か ・ 職員の指導育成、研修体制は十分か ・ 職員採用、確保の方策は適切か 	40	
	類似事業(中小企業の創業支援を含む)の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似事業(中小企業の創業支援等)を行った実績はあるか 		
	関係法令遵守の為の方針および能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護が図られているか ・ 情報公開への対応は適切か ・ 環境への配慮がなされているか ・ 人権等に配慮した業務の遂行が可能か ・ 防災、防犯その他の緊急時への対応、体制は適切か 		
	上記項目に掲げる事項の他、特に公の施設を効果的かつ適切に管理できる能力があるか			
合計			100	